

岐阜県立加茂高等学校同窓会会則

- 第1条 本会は、岐阜県立加茂高等学校同窓会と称し、その事務所を同学校内におく
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を計り、母校の発展と郷土文化の推進に寄与することを目的とする
- 第3条 本会は、次の会員をもって組織する
1. 正会員 岐阜県立加茂高等学校の卒業生及び修了生
 2. 特別会員 岐阜県立加茂高等学校旧職員及び現職員
- 第4条 第1項 本会は、「可茂金山支部」、「中京支部」、「岐阜支部」、「関西支部」、「関東支部」、「その他」の6支部とし、「その他」を除き各支部に支部長をおく
- 第2項 「可茂金山支部」は、美濃加茂市、可児市、可児郡、金山町、白川町、東白川村、川辺町、七宗町、八百津町、富加町、坂祝町の11地区を設け、各地区には地区長、副地区長をおく
- 第3項 「可茂金山支部」長は、第4条、第2項の地区長の互選で選出する
- 第5条 本会は、各回卒業生ごとに各科1名の回数別委員をおく
- 第6条 第1項 本会は、第2条の目的を達するため次の事業を行う
1. 母校の充実発展のための協力
 2. 会報及び会員名簿の発行
 3. 後援会、研究会及び懇談会等の開催
 4. その他役員会で必要と認めた事項
- 第2項 第1項の事業を遂行するために役員会をおく
- 役員会は原則として年1回以上開催する
- 役員会は顧問、会長、副会長、会計、支部長、地区長、副地区長、監査、幹事で構成する。但し、地区長、副地区長は、美濃加茂市からは3名、可児市からは2名とする
- 第3項 必要に応じ次の委員会を、会長の委嘱により会員若干名でおくことができる
1. 広報委員会
 2. 財務委員会
- 第7条 本会の会務を運営するため次の役員をおく
1. 会長1名を正会員より役員会において選出する
 2. 副会長若干名を正会員より会長が委嘱する
 3. 地区長・副地区長は、各地区正会員より現地区長・副地区長において推薦する
 4. 幹事若干名は、会員より会長が選任する
 5. 名誉会長・名誉副会長各1名、顧問若干名及び監査委員は、会長・副会長が選任し、役員会で報告し、会長が委嘱する

6. 会計は会長が会員より複数名選任し、委嘱する

7. 必要に応じ地区委員をおくことができる

第8条 役員の任務は次の通りとする

1. 会長は会務を総括し本会を代表する

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する

3. 支部長は支部を代表し、役員会に参加し、また、支部独自の活動を組織する

4. 幹事は会長の指示をうけて会務及び会計を処理する

5. 監査委員は会務及び会計を監査する

第9条 役員の任期は2年とする

但し、再任を妨げない

第10条 役員会は会長が召集する

1. 役員会の定足数は、役員数の2分の1（委任状を含む）とする

2. 役員会の議事は、出席会員の過半数の賛同をもって決する

第11条 本会は必要に応じ総会を開く

第12条 本会正会員は入会に際して入会金を納入するものとする

第13条 本会の経費は入会金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第15条 本会の予算の決定及び決算の承認は役員会において行う

第16条 本会の会則は、役員会の決議により改正することができる

第17条 本会則に定めるもの、ほか本会の運営に必要な事項は会長・副会長において定め、役員会の承認を得る

附 則

○本会は、昭和45年10月31日より施行する。

○昭和 54. 2. 会則第7条2項一部削除

○昭和 56. 2. 会則第6条2項設 第7条2項一部改訂、同7条3項一部改訂

○平成 15. 8. 会則第4・6・7・8・10・15・16条一部改訂及び削除

○平成 17. 2. 会則第7条3. 一部追加

○平成 21. 2. 会則第6条第2項 役員会のメンバーに、顧問、会計、副地区長、監査、幹事を追加する

○平成 28. 3. 会則第7条一部改正

会則第10条追加、以下の条を繰り下げる

○平成 28. 6. 第7条に7 を追加する

岐阜県立加茂高等学校同窓会内規

(令和5年7月24日役員会決定)

- 1 激励金（活動助成金）
国際・全国大会等へ出場した生徒に対して、激励として下記の通り助成する。
国際大会 20,000円
全国大会 10,000円
- 2 クラス会への助成（クラス会助成金）
親睦会等を開催したクラス会に対して、1クラス5,000円を支給する。
ただし、複数のクラス会が、合同して懇親会等を開催した場合は、30,000円を限度とする。
- 3 部活動OBおよびOGの総会開催に対して10,000円を支給する。
- 4 支部助成（支部活動助成金）
支部の運営費として、年50,000円を助成する。
助成基準
支部として、組織（規約・役員等）が明確化されていること。
助成対象
助成対象支部は、可茂金山・岐阜・中京・関東・関西支部とする。
- 5 進路関係事業として、在校生と同窓生の意見交換会の経費を負担する。
同窓生1人あたり 2,000円
ただし、県外在住同窓生に対しては、費用弁償相当を加算することができる。
- 6 慶弔関係（慶弔費）
 - 1) 同窓会役員が死亡したとき
香典 10,000円
生花、弔電（同窓会長名）
 - 2) 役員 of 支部総会への出席
祝儀 30,000円
 - 3) 会長が必要と認めたとき
- 7 役員旅費
県の旅費規程に従う
(ただし、支給対象は本部、関東支部、関西支部、中京支部各役員とする。)
- 8 会議費
必要に応じて支出する。
役員会は、会議費として一人1,000円補助する。

附 則

- 平成 17.02. 1, 2の()内の部：削除、(全国大会に出場した場合部活動に所属していなくても激励金を助成する) 4 一部削除、6 追加
- 平成 21.02. 6 役員旅費を地区定額から実費支給とする
7 会議費を追加する
- 平成 27.02. 1 の金額を倍額とする
4 を追加する
- 平成 28.03. 6 4)を追加する
7 役員旅費の支給条件(県外出張のみ)を明確にする
- 平成 29.01. 6 を追加する
- 平成 29.03. 7 入学式・卒業式等の学校行事のとき 生花 の項目を削除する
- 令和 02.06. 2 祝勝会(活動助成金)の項目を削除する
- 令和 05.07 7 役員旅費支給条件変更